

令和4年度 第1回定例(4月)教育委員会議 会議録

令和4年度第1回定例教育委員会議が、令和4年4月21日(木)午後2時00分に役場第5会議室に招集された。

議事日程

第1 開会	午後2時00分開会
第2 教育長挨拶	
第3 令和3年度第12回議事録の承認	承認
第4 教育長活動報告(別紙資料)	
第6 報告事項	
報告1 令和4年度教職員一覧について	了承
報告2 令和4年度児童生徒数一覧について	了承
報告3 令和4年度入学式の国旗掲揚・国歌斉唱の実施状況について	了承
報告4 令和4年度主任等の命課状況について	了承
報告5 令和4年度社会教育事業計画について	了承
報告6 猿払村教育委員会の所管に係る文書管理規程の事務取扱要綱の一部改正について	了承
報告7 猿払村教育委員会事務局職員の特別の形態によって勤務する必要のある職員の勤務時間等に関する規程の一部改正について	了承
報告8 猿払村立学校職員服務規程の一部改正について	了承
報告9 猿払村柔剣道場管理要綱の一部改正について	了承
報告10 猿払村農村環境改善センター管理要綱の廃止について	了承
報告11 猿払村スポーツセンター管理要綱の廃止について	了承
報告12 猿払村老人憩いの家業務管理委託要綱の廃止について	了承
報告13 公設塾「猿払村未来塾」について	了承
第7 審議事項	
審議1 猿払村文化財保護条例施行規則の一部改正について	承認
審議2 猿払村文化財保護委員会規則の一部改正について	承認
審議3 猿払村学校給食費の徴収及び管理に関する条例施行規則の一部改正について	承認
審議4 栗山町立北海道介護福祉学校との介護人材の確保に関する 包括連携協定の締結について	承認
第7 活動計画 令和4年3月18日(金)～令和4年4月21日(木)までについて	承認
第8 協議事項	
協議1 令和4年度猿払村教育委員学校訪問について	承認
協議2 次回教育委員会議の開催について	承認
第9 閉会	午後3時00分閉会

議事録署名委員

原 本 署 名 済

議事録作成職員 教育次長 阿部 孝好

第1回定例(4月)教育委員会議出席者名

[出席委員]	教育長職務代理者	桧 物 誠
委 員	員	槇 澤 弘 章
委 員	員	近 野 由 恵
教 育 長		眞 坂 潤 一
[出席職員]	教 育 次 長	阿 部 孝 好
	給食センター所長	西 口 亮 一
	教育次長補佐	鈴 木 淳 司
	教育指導員	浅 野 孝 一

○阿部教育次長：皆様ご苦労様です。時間前ですが皆さんお揃いですので、これより『令和4年度第一回猿払村教育委員会議』を開催いたします。教育長よりご挨拶いたします。

○眞坂教育長：はい。どうも、皆さん大変お忙しい中お集まりをいただきましてありがとうございます。新しい年度となって第1回目の会議ということで招集をさせていただきました。学校の体制も人事異動で変りました。役場も人事異動で体制も少し変わっています。そんな中で今年も一年間ですね、教育委員会議ということで月1回の会議という形でご案内になりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。お伝えするのが遅れましたが3月定例会で再度承認をいただきまして、もう一期、教育長を務めることになりましたので、またどうぞ3年間ですがよろしくお願ひしたいと思います。本日の会議につきましては、報告事項、それから審議事項と盛りだくさんでございます。これから次長の方からの説明をと、協議をいただく案件があろうかと思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

○阿部教育次長：はい。続きまして、前回の令和3年度、先月の会議の『議事録の承認』をいただきたいと思います。内容についてはご確認いただけていたかと思いますので、署名の方よろしくお願ひいたします。

《各委員署名》

はい。それでは4番『活動報告』に移ります。教育長より行います。

○眞坂教育長：はい。それでは、資料の1の方をご覧下さい。3月18日から本日までの間の活動報告ということで主なものだけご説明させていただきます。3月19・20日と村内小学校で卒業式がそれぞれ行われました。今回もですね、卒業生、卒業生の保護者、そして教職員という形で縮小した形での卒業式の体系で実施されております。それから、3月24日ですけれども、新入学児童にいろいろご寄贈いただいている中で商工会女性部から図書カードの寄贈がございまして教育長室で受け取りをさせていただいております。新入学児童には既に入学時に配布をさせていただいております。それから3月28日については退職される教職員がありました。自己都合退職の方でしたけれども、その方に辞令を交付しております。4月1日です。新しい年度が開始されたということで、教育委員会の辞令交付を行っております。教育委員会事務局に1名増員になりまして、社会教育係と総務係を兼務という形で眞鍋 優志27歳ですけれども、一人増員となりました。そして、4月4日の日に村に新たに来ていただいた教職員の方へ辞令交付という形でこの日辞令をお渡しております。校長2人、教頭2人そして一般教諭も含めてですけれども、それぞれ辞令を出させていただいております。その後臨時で校長会、教頭会を行っております。それから翌日、4月5日ですけども、宗谷教育局の市町

村教育ミッショ。ミッショ訪問ということで、昨年あたりから一昨年か。局長はじめ幹部が市町村を回ってという形の訪問があります。それも5日の日に局長、次長さん義務教育指導監、教育支援課長さん。ま、錚々たるメンバーで村内の全学校と教育委員会にも訪問をいただいて色々お話しをしております。4月7日、今年度の小学校、中学校でそれぞれ入学式が行われております。それから4月11日、12日と市町村の教育委員会の教育長会議と次課長会議ということで局の方の説明がほとんど主でしたけれども、会議が招集されて私と次長がそれぞれ出席をしております。4月13日からについては、年度が変わりましたので児童生徒を対象とした各種検診事業がこの日から始まっております。歯科検診、心臓検診等が始まっております。尿検査も始まっています。それから15日ですけれども、例年実施しているんですけども、校長会、教頭会、教育委員会と三者での合同会議ということでここを会場に行っております。会議の後、定例の校長会議そして教頭さんと事務職に出席をいただいた形で予算執行の説明会議ということで今年度の予算の内容についての説明と執行の仕方だとか、新たに事務職で配置になった方もいらっしゃいましたので、説明会を招集させていただいております。4月18日です。この日から前もチラッと話をしておりましたけれども、公設塾ということで、4年度から始めようということで進めておりました、「猿払村未来塾」これに関する説明会を昨日まで実施して参りました。多数の方興味を持っていただいて説明会も出席をいただいております。本日はお試しということで、どういった内容でやるのかというのを実際に見ていただくということで、今日の夕方実施する予定になっております。19日ですけれども、毎年実施されています全国学力学習状況調査が全国一斉に行われました。小学校6年生、中学校3年生。全校で実施をしております。昨日ですけれども、第1回公立高等学校配置計画地域別検討会議ということで宗谷管内の高校配置に関わる会議が道教委主催で開催されました。私出席しております。管内令和4年度の入学者数の数を見ても、定数に達していない欠員が生じている学校、公立学校は全校達しておりません。稚内大谷高校だけが人数90人ところを98人の入学者がいたという事で予定定員をオーバーしているのは大谷高校だけという結果でございました。今後4年間の生徒数の推移を見ても、4年後には70名ぐらい今年よりも卒業者が減るという事で、単純にいけば2間口分の人数がその分減っていくという事で、今ところ予定では令和6年度の段階で利尻高校2間口ありますが、1間口減という今道教委の計画がたてられているという現状にあります。また機会があれば詳しくお話をさせていただければというふうに考えています。あとは本日のこの会議ということで活動報告については以上でございます。

○阿部教育次長：それでは『報告事項』に移りたいと思います。ちょっと沢山ありますが、内容についてはそう難しいものはほぼありませんので要点のみ説明させていただきたいと思います。資料2番です。『令和4年度教職員一覧について』ということで、今年度の4月1日現在の各小学校、中学校の教職員の方々の一覧となっております。名前の後ろがグレーになっているところが新たに転入された方ということで、このような顔ぶれとなっておりますので、こちらの方はご確認いただければと思います。続いて、資料3番になります。『村内学校一覧』ということで、今年度の小学校、中学校のそれぞれの学校の学年別、男女別の人数の一覧となっております。昨年より若干ちょっと増えてはいるかなというところですけども、また若干ですが減っていく見込となっております。続いて資料4番です。『令和4年度入学式における国旗、国歌の実施状況』ということで、国旗が正しく掲揚、国歌の斉唱がされているか、混乱はなかったかというのですが、国歌斉唱については、新型コロナ感染症対策のためということで、歌わないということで、聞く、清聴という形でここ何年か行われております全校CDの清聴ということで、特段混乱もなく実施をしております。資料5番になります。『令和4年度主任等の命課状況について』ということで、こちらの方は各学校の主任と命課されている先生方の一覧となります。先ほどの一覧表の中でそれぞれ学年主任、教務主任、保健主任ということで、学校の中心となられる先生方の一覧となりますので、ご確認い

ただければと思います。続いて資料 6 番になります。『令和 4 年度社会教育事業計画』ということで、ページ数多いので集約させていただいております。今年度の社会教育の関係の主な事業を、全て計画書としてまとめた一覧となっております。まだ日にちが確定していないものでしたり、新型感染症の関係で例年行なわれていた事業当初から取り止めという上で決定しているものもあります。今年度この計画に基づいて社会教育事業実施する予定となっております。一番最後のページがこのカレンダーということで時系列に今年度行う予定として社会教育・社会体育の事業のまとめたものとなっておりますので、是非、委員さん方におかれましても、興味のある事業に参加いただければと思っております。続いて、6・7・8・9・10・11・12、審議事項の 1・2 までですね教育委員会所管の規則例規の改正等になりますので、ちょっと資料が多いですけども、大きく変わる部分というよりかは、ほんのちょっとした改正ですけども、それぞれちょっと簡単にご説明をしていきたいと思います。まず資料 7 番です。『猿払村教育委員会の所管に係る文書管理規程の事務取扱要綱の一部を改正する訓令』ということで、こちら資料は多いんですけども、この村営プール、山村広場を条例上廃止したということで、教育委員会が所管する事務の文書の一覧表の中から、この 2 つの施設を抜くことによってどうしても替えらざるをえないという部分になります。こちら一覧表の改正を行われたということですので、この中からプール、及び山村広場の関係するものを削除したという内容になっております。続いて、報告の 7 番ですね。『猿払村教育委員会事務局職員の特別の形態によって勤務する必要のある職員の勤務時間等に関する規程の一部改正について』ということで、こちらの方は新旧対照表で説明をさせていただきます。私たち役場職員全員がそうなんですが、基本的に 8 時半から 17 時 15 分までの勤務時間ということで定められているんですけども、いわゆる早出の必要があったり、遅く勤務する必要があるという部署の職員については、これを定めることにより、1 日の勤務時間 7 時間 45 分をずらして、設定することができるんですけども、新たにこの事務局に勤務する職員、私たちのことですけども、この勤務時間の割り振りを 8 時半通常の時間から、午後 8 時半後ろの方までずらして、勤務時間を割り振ることが出来るように、したいということで改正をしたいということになっています。理由としては先ほど教育長の挨拶にもありましたとおり公設塾の運営にあたって、基本的には夜間 6 時開始、7 時開始ということで、行う予定となっております。通常でいけば時間外勤務になってしまいますので、その現場管理を行う場合については勤務の終了時間を 8 時半という形にするために出勤を恐らく 11 時半過ぎなろうかと思うんですけども、少しスライドをさせて、その塾終了まで通常の勤務時間の中で、業務を行うということで定めていきたいということで考えております。給食センターにつきましても、既にこの取扱いを設けておりまして、7 時半からということで、7 時半でしたかね？今

○西口所長：はい。

○阿部教育次長：通常私たち 8 時半なんですけども給食センターの職員の方は 7 時半からということで、1 時間早く勤務している状況があるということも、この中でご承知おきいただければと思います。続いて、報告の 8 番です。『猿払村立学校職員服務規程の一部改正について』ということで、こちらは新旧対照表を注意書きもしている資料になりますが、こちら学校の先生方の取り扱いですけども、今役場の行政機関もそうんですけども基本的に判子そして署名の押印する必要はないというわけではないんですけども、押印をしなくても用が足りるもの、署名でなくても良いものということで、そういうものについては押印を廃止する取り扱いを進められております。こちら北海道の規程が変わりましたので、それに合わせて村の規程も改正するということで、まず大きく変わるところが毎日出勤するたびに出勤簿ということで、判子を押すんですけども、そちらの出勤簿の判子押さなくてもいいという形になります。今学校の先生はタイムカード方式で勤務する際に時間を記録して、退勤する時に時間を記録しているんですけども、それを以って出勤簿の代わりとするということになっております。出勤簿については出勤したところ

は空欄なんですけども、有給休暇を取った時は年休だったり、そういう整理のために出勤簿は残るんですけども、出勤するたびに押印をする必要はないという形の変更を行いたいと思っております。そしてその下の時間外勤務簿なんですけども、通常何時間やりましたということで記載して校長先生に判子を貰ってその確認を行うことになるんですけども、北海道の取扱に倣って作ったんですが丸印を記入するだけでいいということで、それでいいのかなというところもあるんですけど、そういった改正になっています。以降ですね、通常この作成して提出される方が名前を書いて判子を押すというところが、判子不要ということの改正。同じく先程の校長の承認というところが印ではなくて丸印の記入というような形で簡素化される形になっております。はい。こちら種類いっぱいありますがこのように様式の改正を行いたいというものになります。続いて、『柔剣道場管理要綱新旧対照表』ということで、こちら元々この柔剣道場、体育施設があるんですが、これの管理要綱ということで、ちょっと中身が古いままでいたものを内容照らし合わせて現状に合った内容に改正を行うこととしたいということでの条文の改正。別表についてはこちらの方も内容を整理、文言整理ですね。内容は大きく変わっていないですが、内容を整備した改正を行いたいというものになります。報告の 10 番ですね。資料 11 です。『農村環境改善センター管理要綱の廃止について』ということで、こちら制定理由にもありますが、指定管理ということで委託ではなくて、特定の事業者さんに管理をお任せするという指定管理に移行して、こちらの改善センター管理要綱というものが事実上不要になっているという状況がありましたので、こちらの方を他の例規と共に整理の必要があるということで指示がありましたので、11 番の農村環境改善センター同じく、『スポーツセンター管理要綱』資料 12 番も同じ理由を以って廃止をしたいということになります。13 番もそうですね。『老人憩いの家業務委託管理要綱』ということでこちらについては既にあったものですけども不要となってしまったのでということで廃止をしたいと思います。報告事項の最後になります。資料 14 番、『猿払村未来塾』の資料です。先ほどの教育長の挨拶にもありましたが、今年度村が、開設して取り組みます公設塾「猿払村未来塾」ということで、月、火、水と三日間にかけて入塾説明会を行いました。その資料をこの教育委員会議の資料としてお配りさせていただいております。まずこの未来塾の趣旨そして塾の運営方法、そして学習の内容ということで説明資料となっております。今日、そして月曜日体験会ということで、実際に機械を触っていただいて、また塾のイメージを掴んでいただくということで、会を予定しております。一応、定員については最初 30 名ということでスタートしたいと。なぜ 30 名かというところですけども、なかなかこうどのぐらい、塾に塾生が集まるのかというのは掴めきれない部分がありまして、この 30 名というのは塾を運営する上での、人件費等々の最低ラインということで、30 人以下であっても 30 人分の費用がやはり無いと運営が厳しいというところで協議をいたしまして、最低ラインの 30 名を以って定員としようということでスタートをして今、募集をしているところです。申し込みの条件はちょうど 30 人ちょっと超えそうな勢いで今のところ申し込みを受けているところです。実際にこの体験会も今日と月曜日で 2 日合わせて 30 名ぐらい来られる予定になっているんですけども、もしかするとイメージとちょっと違うのでということで、申し込みされた方も取り下げる方もいるかもしれませんけども、説明会にも参加無しでいきなり申し込みされている方も何人もいらっしゃいましたので、一応見込みの通りだいたい 30 人ぐらいの規模でスタートがされるかなというところで考えております。一応 5 月 9 日まで募集期間としておりまして、1 回目の開催は 5 月 12 日からということで、今のところ予定をしているところです。で、もし、定員を超過してしまった場合については申込書の方にも書かせていただいたんですけども、学年上の生徒さんを優先させていただきますということで、これ今年限りの事業ではないということで考えておりますので、やはりこう中学 3 年生漏らしてしまうともう受ける機会を失ってしまいますので、上の学年を優先させて下さいということで、お断りをしながら募集をしているところで

す。ですので、下が小学校3年生からということで、今受けをしているんですけども、ちょっと小学校3年生や4年生についてはお断りする場面がもしかすると発生するかなということで考えております。ただ、年度途中にもう一度追加の準備をしておりますので、希望者については出来る限りすべての方をくつって実施をしていきたいなということで考えております。まず、報告事項沢山ありましたので、一度ここで切らせていただいて質疑を受けたいと思います。改正の関係はお話しした通り、この様な微々たる改正となっておりますので、塾の関係等もありますので、ご質問ありましたらお受けしたいと思いますがいかがでしょうか？

○桧物委員：この塾の説明会に来た方というのは子ども達とその保護者？

○阿部教育次長：いえ、子供は一応一緒に来た方もいたんですけども、基本的には保護者の方ですね。どういう内容なんだろうということで、実際にはその説明会を受ける際にも、申し込みをしているけども、更に説明会にも来た方もいらっしゃいましたし、申し込みはしていないけども、まず説明会に来て内容を聞いた上で紙を書いて出されていった方だったりという事で、保護者の方、お母さん中心だったんですけども、だいたいそうですね。20人ぐらいだったかと。兄弟で申し込まれている方とかもいますので、

○桧物委員：浅茅野だと遠くの方っていうのは

○阿部教育次長：浅茅野の方はいませんでした。ただ、浜猿の方はいらっしゃいます。

○桧物委員：始まったらやっぱり保護者が車で送る？

○阿部教育次長：そうですね、この特徴としては、あの基本は集合の塾なんですけども、オンラインで指導を受けるということになるのでパソコン持って帰ってもらって自宅で同じく講義を受けることは可能なんですということで、最初どうしても慣れるまでは来てもらう必要があるかなと思うんですけど、やり方を掴んでいただければずっと自宅で受けますという方法も可能にしていますし、一応申し込みの段階で、主に集合塾に参加、主に自宅で参加っていうところで2つマルを用意していたんですけども、結構自宅で受けますっていう方もいらっしゃいますので。浅茅野、浅茅野台地については申し込みは今のところ無いですね。

○近野委員：この開催の時間設定というのは希望で出されたんですか？

○阿部教育次長：そうですね。どちらかを選んで下さいということで、こちらもちょっと今①の18時に偏りが相当あるのでちょっと調整しないとのみ込めないかというところですね、やはり19時、20時。小学生にはさすがにちょっと遅いのかなところもありまして、この時間設定も実は後々役場庁舎の会議室でやる予定なんですけども、完成後児童館に移る予定になっていますので、保育所の方とも話をしたんですけど、児童館で学童保育18時までやられていますので、ちょっと学童保育しーんとはしていないと思うので、その中でやっぱりちょっとあの部屋の中で、片方の部屋で学童保育、そしてこっちの方で学習塾はちょっと出入りの関係もあるので、厳しいだろうということで学童保育が終わった時間から塾をスタートするということでこのような時間設定にさせていただきました。恐らく17時からという時間設定を設けるとそちらの方に多分小学生なんかはきっと申し込みたいという方がいたんじゃないかなと思うんですけど。

○桧物委員：この塾の授業の中身なんですけれども、各学年の教科を基本にしているようなんですけども

○阿部教育次長：そうです。学年別で教科書も今、猿払村で使っている教科書に合った内容のデジタルの教材んですけど、教科書の単元通りに問題を解説を聞きながら、解いてその答えが合っていたり間違っていたりということでそういうのは機械上でこう判定がされるんですけども、オンラインで大学生、北海道教育大学の学生からその指導を受けながらというそんなような、一斉講義の塾ではなくて、どちらかというとデジタル教材を使って実施していく中で質問をしたり教えてもらったりという形の世間一般でいう塾とはちょっと違うかなと思うんですよね。どちらかというと自宅だとかで進研ゼミだとかチャレンジだとかでこうでこうデジタル教材やられている方も多いかなと思うんですけど、それを基本としながら、指導

- 桧物委員　　：受けながらこう勉強を各自してもらうというイメージです。
- 阿部教育次長：それはある程度その子どもの学力に応じて分っている子どもとか、もうちょっと勉強が必要な子とかに応じて進むことができるという
- 阿部教育次長：はい。そうなんです。採用している教材も全く同じものではなくて、その方の解答、どんどん早く正確に解いていく子供に対してはレベルがこうそうでない子はどんどん優しい問題に変わっていくというようなこうそういう機能も持っておりますまして、同じ学年の同じ単元でも違う問題を解いていったりだとかとかいう事で、
- 桧物委員　　：じゃ取り残されるとかそういうことはない？
- 阿部教育次長：遅れがみられる子どもについてはひょっとすると前の学年の復習問題にもなっていったりですとか、変わっていくような内容になっているようです。全てを私が確認したわけではないんですけど、一応そういう優れたシステムを使いますということで、
- 桧物委員　　：正職員で対応するんですか？
- 阿部教育次長：一応、はい。その予定です。そのために増員したからっていう様な話もあるので。交替しながら形にはなるかなと思うんですけども、このような初めての試みですので、なかなか不安もなかなか大きいところではあるんですけど、今のところ誰も塾の申し込みがありませんという状況ではないのでスタートして行けるかなと思っております。報告事項についてはよろしいでしょうか。
- 委員一同　　：はい。
- 阿部教育次長：『審議事項』に進んでまいりたいと思います。審議事項1, 2, 3につきましても先ほどと同じく規則の改正ですけども、こちらの方は規則ということで、こちらの教育委員会議の承認事項となっておりますので、説明をしながら15番、『猿払村文化財保護条例規則の一部を改正する規則』ということで、こちらはですね、条例の名称が変わっていたんですね。古くに変わっていたもので改正が漏れておりまして、正しいこの名称、「文化財保護委員会」が、裏面を見ていただきたいと思いますが、「猿払村文化財の保護及び猿払村文化財保護委員会の規則の設置に関する条例」ということで、条例名が変わっていましたので、こちらを正しい形に直しております。様式の改正については、先ほどの学校職員の内容同様、押印を不要とする改正となっております。こちらについては全部、印と入っている部分を抜く改正になりましたので、ちょっと様式の添付は省略させていただいております。はい。このような改正となっております。資料16番も関連しまして、こ『猿払村文化財保護委員会規則』こちら委員会の内容に関する規則ですけども、趣旨で、規定しております。条文が変わったので、先程の資料15と同じように文化財保護条例を「文化財の保護及び文化財保護委員会の設置に関する条例」ということで名称変更の改正を行うものであります。資料17については説明を加えてご説明したいと思います。『猿払村学校給食費の徴収及び管理に関する条例施行規則』こちら新旧対照表でご説明をさせていただきたいと思います。資料17番になります。こちらの方は所長に内容説明をお願いしたいと思います。
- 西口所長　　：はい。本村の学校給食を提供する中でアレルギー対応についてですね、今まで基本的には代替食、あるいは除去食ということで、学校給食費を全額いただいた中の提供可能というところで対応をしてきたんですけども、今年新入生、の食物アレルギーの調査と毎年やっているんですが、在校生でも年度途中にアレルギーを発症する子供もいたので、毎年2月に調査するんですけども、その子たちを集めて全員でさつき、資料の中に全校生徒230名。一割超えて24人います。そのうちアレルギー対応している人、要はしなくてもいい子も中にはいるので、アレルギー対応しなきやならない子が19名います。そのうち今年新入学の1名が貝類、甲殻類、エビカニですね。それから魚介類、全般。イカ、タコ全部だめなんですけども、調味料とかに入っているエキスとかも全部だめなんです。なので、ほとんど作れないということになってしまいまして、で対応としては白米と牛乳もしくはデザートで可能なものをそれから麺類も麺だけとかそういう提供にせざ

るをえなくなりました。色々と関係機関相談したんですけども、不備があつてはいけないとお叱りじゃないんですけど、きつく指導されましたのでそういうことで、ご両親のところにお邪魔して、説明をさせていただいて了解をいただきました。で、それを踏まえてですね、今回の改正ですけども、この改正前を見ていただくと、”牛乳の提供を停止”と牛乳アレルギーの子もいましたので、牛乳提供中止の場合は、その分を除いた額を徴収するという今までのルールを食材の提供が停止されているときは実費分相当分を除いちやつて、残りの米と牛乳分しかいただきませんよというふうに改正したいということです。で、お米はどうやって計算するの？っていいたら一人当たりの提供料が決まっているので、10kg単位のお米の料金、価格も決まっていますから、それで割りかえして一食分いくらっていうことで小学校低学年なら百何十グラムなので、その料金を牛乳と一緒にとるということで、徴収させていただくということで、今回それに合わせて改正をさせていただくということです。アナフィラキシーがまだ2名いらっしゃいますし、アナフィラキシーは逆にいうとその食材を提供しなければ問題は無いんですけど、これとこれの何グラムを摂ったらダメだとか、そういう子も結構いるので非常に複雑な対応になっています。今回新年度からはっきりさせてもらって、これとこれの何%をとったらダメというのは初めから全部ダメにしてもらって対応を少し分かりやすくといいますか。調理員や学校が学校で牛乳何本入れられないとか色々あったんですけども、そういうことも全部やめて分かりやすい対応をする形に変更させていただいたので、全てのご両親、保護者の方にご自宅をお邪魔して説明をさせていただいて了解を得て対応をさせていただいているところです。今回の改正はそういう内容です。以上です。

○阿部教育次長：はい。ということで、複雑化するアレルギー対応で給食費を貰つてほぼ出せないという状況を避けるためにきちんと出していない部分については給食費徴収しないという形に改正をしたいということでの内容となります。こちら3つ合わせて改正の関係よろしいでしょうか。ご質問あれば受けたいと思いますが。今の説明で充分ご理解いただけたかなと思います。

○委員一同：はい。

○阿部教育次長：はい。ありがとうございます。それでは、進めまして、審議の3番がだぶつておりました。審議の4番になります。資料18番ご覧ください。『栗山町立北海道介護福祉学校との介護人材の確保に関する包括連携協定の締結について』ということでこちらちょっとご説明したいと思います。栗山町にあります、町立の介護福祉学校。介護職員を養成する専門学校ですけども、人材確保に関する自治体と包括連携協定を結びたいということで、お話しが村の方に来ていたようです。それで楽樂心が開設されてそちらの施設にも卒業生が就職している実例もあるということで、既に拓心中学校の方で介護に関する授業も何年か前から実施をしているようなこともあります、この学校としては介護の仕事がきついとか給料が安いんじゃないかとかそういうたあまりよくないイメージを払拭して、まず子ども達に介護の仕事を魅力を分かってもらいたい。で、将来の選択肢に介護の仕事というところを加えてもらうために、どんどんそういう教育を今中学校でも行っているんですけども、小学校から実施をしていきたいというようなことで考えられているようです。さらには学校の方で仕事の魅力、そして、是非この学校へ入学して一緒に学びませんかということで人材確保、生徒数確保ということもあります。で、猿払村にとっても実際にそこで学習して学んだ子ども達が村の介護の仕事に就いてもらいたいというところの思いもありますので、このページ数でいきますと2枚目の後ろの方に”具体的取組例”ということがありますが、学生確保、人材育成支援と小・中学校における複式教育というようなことで協定を結んだ中でこれから今行っている取り組みを更に深めていきたいというようなことがあります、来月でしたかね？一応協定を結んでいきたいということで村の方と学校、栗山町立ですね。栗山町。という話しが今進んでいると。その中で、この学校関係での教育の取り組みというところもありますので、教育委員会も連盟の中で協定書を交わしたいということで進んでおりますのでこの教育委員会

議の中でもご了承いただきたいということで提案をさせていただいたものになります。卒業生何人・・・？

○眞坂教育長：2人？

○阿部教育次長：2人ぐらいいましたかね。実際にこの学校を卒業した方が楽樂心で既に介護職員として勤務されています。村にはやすらぎ苑もありますので、介護の人材はなかなか求人を出しても集まらないところもありますので、お互いにメリットのある取り組みではないかなと思っています。で、来月調印式をしたいということで、今、準備を事務方同志では進んでいるようですが、まず教育委員会としてもこちらの方を承認させていただければと思いますが、よろしいでしょうかね。

○委員一同：はい。

○阿部教育次長：はい。ありがとうございます。学校の方にも協定を結んでいきますということで、お話を来月辺りに説明をして、小学校でも是非、授業の取り組みをお願いしたいということでお話しをしていきたいと考えております。表面は終わりまして、『活動計画』に移ります。資料 19 番ご覧下さい。来月、あまり多い予定は入っておりません。先ほど説明しました、北海道介護福祉学校との包括連携協定調印式を順調に行きますと 5 月 12 日実施をしたいということで、今調整がされております。そのほか、先程もありましたが、検診が学校で隨時行っていくところです。で、ちょっとここには記載していなかったんですけど、この間に、恐らく教育委員会の事業ではないんですけども前浜清掃でしたり、消防の演習なんかが今年はやることで進んでいるようです。

○眞坂教育長：14 日。

○阿部教育次長：この 13 日と 16 日の間、14 日の日曜日ですかね。

○眞坂教育長：土曜日。

○阿部教育次長：日曜じゃなかったですか？15 日じゃなかったかな？

○鈴木補佐：前浜清掃終わってからの消防演習ですね。

○眞坂教育長：15 日か。

○阿部教育次長：ですね。日曜日だったかと思います。はい。それで、来月につきましては 5 月 26 日木曜日に定例教育委員会議を設けさせていただきということで活動計画とさせていただきます。続けて 8 番の『協議事項』にも進んでいきたいと思います。『令和 4 年度猿払村教育委員会教育委員学校訪問（案）』ということで、資料 20 番ご覧下さい。昨年度の実績は一回目、春先の訪問については、まん延防止でしたり緊急事態宣言までいったんでしたかね、昨年 5 月にちょうどそのような感染拡大が発生したということで、実施を見合わせて秋の 10 月 28 日と 11 月 22 日に各校 1 回の訪問を実施したところです。令和 4 年度このまま感染の高止まりはされておりますが、実施の状況はその辺も配慮しないといけないかなと思っているんですけども、こちらにあるとおり 6 月は大体後半、そして 2 回目 10 月後半ということで、教育委員さんの学校訪問を計画させていただきたいと思っております。まだ時期的にはちょっと時間ありますので、来月の教育委員会議の中でまた改めてご確認をしていきたいと思っております。来月の教育委員会議については、5 月 26 日 14 時から開催をさせていただきたいという協議事項となります。この学校訪問の回り方ですけども、なるべく委員さんの出席が必要な日数をまとめさせてもらうために、教育委員会議のある日の午前中に訪問を実施したのですが、朝から拘束してしまう部分はあるんですけど、昨年のやり方どうでしたかね。あんな感じで昼を挟んでそのまま会議やってその日は終了ということで、2 日かも 3 日も来ていただく場面をなるべくまとめられるかなと思いましたが、そのようなスタイルで良ければ、6 月の定例教育委員会議にぶつけながら、設定をしていきたいなと思っています。

○委員一同：はい。

○阿部教育次長：はい。そのような形で計画をさせていただきたいと思います。『その他』で、特に用意している部分はありません。この会閉じさせていただいたあと、皆様からいただいている会費で組織しております互助会の会費の関係をお話しさせていただければと思っております。全体を通して皆様の方からありましたら、お受けし

たいと思いますが、よろしいですか。

○委員一同　　：はい。

○阿部教育次長：はい。それでは、会議を閉じさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

《終了》